

令和7年度 税制改正 法人税 ～中小企業経営強化税制～

令和7年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、法人税の中小企業経営強化税制の見直しと延長の概要についてお知らせいたします。

～中小企業経営強化税制の見直しと延長～

中小企業経営強化税制について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されました。

<制度の概要>

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は7%の税額控除（資本金3000万円以下の法人は10%）が適用できます。

<税制上の措置>

区分	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超 1億円以下の法人
特別償却	即時償却	
税額控除	取得価額 × 10%	取得価額 × 7%

類型	生産性向上設備 （A類型）	収益力強化設備 （B類型）	デジタル化設備 （C類型）	経営資源集約化設備 （D類型）
要件	生産性が旧モデル比で 年平均1％以上改善する設備	投資利益率が年平均 5％以上の投資計画に 係る設備	遠隔操作、可視化、自動 制御化のいずれかを可能にする設備	修正 ROA 又は有形固定資産 回転率が一定割合以上 上昇する設備
確認者	工業会等	経済産業局		
対象 設備	・ 機械装置（160万円以上） ・ 工具（30万円以上） （注）A 類型は、測定工具又は検査工具に限る ・ 器具備品（30万円以上） ・ 建物附属設備（60万円以上） ・ ソフトウェア（70万円以上） （注）A 類型は、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る			
その他 要件	・ 生産等設備を構成するもの（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、複利厚生施設に係るものは該当しない） ・ 国内への投資であること ・ 中古資産、貸付資産でないこと等 ・ コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（いずれも主要な事業であるものを除く）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。			

<改正の内容>

収益力強化設備（B類型）に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか、デジタル化設備（C類型）を廃止するなど各類型の要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されました。

(1) 改正の内容

- ① 適用期限を、2年間延長（令和8年度末(2026年度末)まで）する。
- ② 現行措置について、C類型は廃止・A類型及びB類型は指標の見直しを行う。
- ③ 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加する。
- ④ 建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合には、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合には、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)	経営資源集約化設備 (D類型)	収益力強化設備 (B類型の拡充)
要件	生産性（ 単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか ）が旧モデル比で年平均１％以上改善する設備	投資利益率が年平均 ７％以上 の投資計画に係る設備	修正ＲＯＡ又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備	売上高１００億円超を目指す投資計画が 経営規模拡大要件 を満たす設備
確認者	工業会等	経済産業局		
対象設備	・機械装置（１６０万円以上） ・工具（３０万円以上） （注）Ａ類型は、測定工具又は検査工具に限る ・器具備品（３０万円以上） ・建物附属設備（６０万円以上） ・ソフトウェア（７０万円以上） （注）Ａ類型は、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る			左記の対象設備（④を除く）に加え 生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備（１，０００万円以上） （注）税制対象の設備投資総額の上限は６０億円
その他要件	・暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く ・その他の要件については改正なし			

（注）Ｂ類型の拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の特例」の適用はできません。

また、Ｂ類型の「拡充措置における」建物及びその附属設備については、「生産性の向上に資する設備」の導入に伴うものであうことが対象設備の要件とされています。

区分	A類型・B類型・D類型	B類型の拡充措置
特別償却	即時償却	[建物及び附属設備] ・雇用者給与支給総額が ２．５％以上増加した場合は１５％、５％以上増加した場合は２５％ [機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア] ・即時償却
税額控除	７％ （資本金３，０００万円以下の法人は１０％）	[建物及び附属設備] ・雇用者給与支給総額が ２．５％以上増加した場合は１％、５％以上増加した場合は２％ [機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア] ・７％（資本金３，０００万円以下の法人は１０％）

※Ｂ類型の拡充措置の経営規模拡大要件

- ・投資利益率が年平均７％以上の投資計画に係る設備
- ・売上向上のための施策及び設備投資時期を示した工程表（ロードマップ）を作成していること
- ・基準事業年度の売上高が１０億円超９０億円未満であること
- ・売上高１００億円超及び年平均１０％以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
- ・投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること
- ・経営力向上計画の認定を受けた日から２年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、１億円と基準事業年度の売上高の５％相当額とのいずれか高い金額以上であること 等

<適用時期>

この改正は、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。